

## 議案第 8 号

### 名張市文化財の指定について

名張市文化財保護条例（平成12年条例第14号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり市指定有形文化財（工芸品）の指定を行う。

令和 3年 3月 1日提出

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

名張市文化財保護条例（平成12年名張市条例第14号）第4条第1項の規定により次の文化財を名張市指定有形文化財（工芸品）に指定する。

名 称 石造五輪塔

員 数 1基

指定理由

永福寺の創建は神亀年間（724～729）と伝えられ、16世紀の天正の兵火で焼かれたのち再建され、江戸時代末期には、衰退しました。現在の伽藍は明治時代の再興によるものです。当寺に存在する室町時代前期の当該五輪塔は、総高は1.35mで、石質は花崗岩です。無銘であるものの、完存しており、室町時代の特徴を残す完存の五輪塔であるとともに、歴代住職の墓所において初現とも考えられる位置に立地し、地域の歴史資料としても貴重です。



令和3年2月8日

名張市教育委員会 様

名張市文化財調査会

答申書

令和2年10月14日付名教文生第811号で諮問を受けました文化財指定について、下記のとおり名張市文化財に指定することが適切であると答申いたします。

記

名 称	石造五輪塔 (せきぞうごりんとう)
数 量	1基
種 別	有形文化財 工芸品
所在地	名張市下比奈知1962番地
概 要	永福寺の創建は神亀年間(724~729)と伝えられ、天正の兵火で焼かれたのち再建され、江戸時代末期には、衰退しました。現在の伽藍は明治時代の再興によるものです。当寺に存在する室町時代前期の当該五輪塔は、総高は1.35mで、石質は花崗岩です。無銘であるものの、完存しており、室町時代の特徴を残す完存の五輪塔であるとともに、歴代住職の墓所において初現とも考えられる位置に立地し、地域の歴史資料としても貴重です。